



平成 24 年 2 月 27 日

港湾局国際・環境課国際企画室

海事局外航課海運渉外室

港湾局総務課危機管理室

第 35 回 アジア太平洋経済協力 (APEC) 交通ワーキング・グループ 港湾・海事専門家会合の結果報告

1. 概要

APEC 参加国・地域内の運輸交通の自由化、効率化を進め、安全で保安性の高い交通の実現を目的として開催。APEC 交通ワーキング・グループの専門家会合の一つである港湾・海事専門家会合では、国土交通省港湾局及び海事局が議長及び事務局を務め、港湾・海事に関する様々な国際的課題に取り組んでいる。今回の会合では、我が国が主導しているものとして、①海運分野の自由化の取り組みを促進するための「APEC 海運政策研修」プロジェクトの継続実施の合意、②APEC 全体として取り組んでいるサプライ・チェーンの接続性向上に向けた海上コンテナ輸送の可視化に関するワークショップの計画の承認、③港湾を中心とした物流のボトルネック解消に関する最終報告書の承認、がなされた。さらに、海事保安専門家サブ会合では、ISPS コード導入促進プログラムを中心に議論がなされた。

2. 日時・場所

平成 24 年 2 月 20 日 (月) ~ 24 日 (金) タイ・バンコク

3. 会合

(1) 港湾・海事専門家会合の出席者

我が国からの出席者：

港湾局 国際・環境課村岡国際企画室長、同課山本国際調整官、総務課危機管理室市村専門官

海事局 外航課重富海運渉外室長、同課羽村外航海運事業調整官

17 カ国・地域¹より合計 38 名が参加

議長は、日本・港湾局の村岡猛国際企画室長が、また、副議長はカナダ運輸省のジェリー・ライザネック氏が務めた。

(2) 海事保安専門家サブ会合の出席者

我が国からの出席者：港湾局 総務課危機管理室市村専門官

14 カ国・地域²から 22 名、オブザーバー 3 名の合計 25 名が参加

¹参加国・地域：オーストラリア、カナダ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプア・ニュー・ギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、アメリカ、ベトナム

²参加国・地域：オーストラリア、カナダ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、パプア・ニュー・ギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、アメリカ

議長は、米国国土安全保障省のショーン・ムーン氏が、また、副議長は豪州運輸建設省のジェニファー・モーリス女史が務めた。

(3) 港湾・海事専門家会合における主な議論

<①「APEC 海運政策研修」の継続実施へ合意(日本(海事局)及びフィリピン提案)>

自由で開かれた貿易と投資を達成するという APEC の目標(ボゴール目標)に向けた海事分野における取り組みのひとつとして、我が国主導で開始した「APEC 海運政策研修」について、2011 年 12 月に東京で開催した第 1 回研修の結果報告を行った。

本研修では、ボゴール目標への海事分野の取り組み方針である「APEC 海運共通原則」のうち、政策課題 1.「海運自由化一般的フレームワーク」について取り上げ、有識者による講演や APEC メンバーからの各国・地域の制度等に関するプレゼンテーションが行われ、APEC メンバー間で海運の自由化に向けた政策を推進する上での共通認識の醸成が図られたことなどを紹介するとともに、今後このフレームワークを有効活用すべきである旨主張し、各国・地域からの支持を得た。

さらに、2012 年秋をめどにフィリピンで予定する第 2 回「APEC 海運政策研修」に関して、プロジェクト・コンセプトノート(APEC 予算要求資料)につき我が国のサポートのもとフィリピンが提案を行った。第 2 回の研修では、韓国及び中国からの新たな提案(下記参照)との重複を避けるべく、「APEC 海運共通原則」のうち政策課題 6.「港湾施設へのアクセス」及び政策課題 7.「海運に接続する陸上サービス」を取り上げることでメンバー間の合意がなされ、フィリピンから実施計画を財政管理委員会に提出することが承認された。

<②韓国及び中国の新規提案と我が国の研修プロジェクトとの連携>

(「貨物留保・特定の貿易に適用される制限」プロジェクト(韓国提案)及び「政府所有海運事業者」プロジェクト(中国提案・新規))

「APEC 海運共通原則」の 9 つの政策目標のうち、政策目標 4.「貨物留保」及び政策目標 5.「特定の貿易に適用される制限」について、APEC メンバーの現状に関する調査・分析を行い、改善すべき点について整理するという趣旨のプロジェクト提案が、韓国から行われた。

また、政策目標 3.「政府所有海運事業者」について、同様の趣旨のプロジェクト提案が、中国から行われた。

いずれのプロジェクトも、「APEC海運共有原則」の実現に向けたプロジェクトであり、我が国が推進している「APEC海運政策研修」プロジェクトでその成果を活用することにつき韓国及び中国からも賛同が得られたので、我が国もこれら新規プロジェクトの実施に際して連携を密接にしていきたい旨表明した。今後、両プロジェクトについても、財政管理委員会への手続きを進めることが承認された。

<③「海上コンテナ輸送の可視化向上ワークショップ」(日本・港湾局提案)>

2009 年にシンガポールが APEC 域内におけるサプライ・チェーンの接続性改善に向けた取組を提案。不十分なインフラや非効率な税関手続きなど 8 つの改善点を指摘し、2010 年には貿易・投資委員会において「Supply Chain Connectivity Framework」の行動計画が承

認されている。

「Supply Chain Connectivity Framework」における「モード間の接続の非効率」が課題となっているという指摘（Chokepoint 6）に対応することを目的として、海上コンテナ輸送にかかる物流情報の可視化を推進する取組、例えば、輸入コンテナ搬出可否情報、船舶動静情報などのコンテナ物流情報を、ターミナルオペレーター、荷主、海貨業者、運送事業者間で共有化する日本の Colins のような取組について、APEC 加盟国・地域間で情報共有するワークショップの開催を日本より提案。韓国・台湾・タイが共同提案国となっている。

今次会合において、財政管理委員会で当該プロジェクトの予算化が昨年末に決定したため、本年8月にサンクト・ペテルブルグ（ロシア）での第36回交通ワーキング・グループに合わせて開催するワークショップの計画を議論した。ワークショップでは先進的な取り組みを行っている5か国からゲスト・スピーカーを招へいし、議長は日本が行うこととなった。

また、海上コンテナ情報の可視化について当該取組みと分担・連携しつつ、貿易・投資委員会の下で日本・経産省を中心に進めているサプライ・チェーンの可視化研究の途中経過が報告され、引き続き連携していくこととなった。

<④「グリーン港湾評価指標の作成調査」（中国提案）>

当該プロジェクトは港湾における環境配慮指標について調査・検討を行うもの。

今次会合では、財政管理委員会において予算化が認められたことが報告されたものの、調査を実施するための契約がAPEC事務局の事情により遅れているとの問題が提起された。また、本年9月に北京（中国）でセミナーを開催すること、参加が見込まれる者や調査を支援する専門家への招待が近い将来に行われることとなった。

<⑤「MARPOL 条約違反船舶に対する執行に関する国際的な協力を促進するワークショップ」（米国提案）>

海洋汚染事案に対する執行の技術的側面等に焦点を当てたワークショップの開催について、米国から提案された。IMOにおける活動との重複を避けること、IMO 職員の出席を求めることを条件として、財政管理委員会への手続きが承認された。

<⑥「自然災害における港湾の役割と活用方策」（日本・港湾局提案）>

当該プロジェクトは、地震や津波、洪水など自然災害が多発している我が国や開催国タイをはじめとする加盟地域における知見・技術を共有し、災害対策に生かすためベストプラクティス（津波防波堤、津波計測 GPS ブイ等）を共有するもの。

提案は高く評価され、各地域における事例を取りまとめたうえで日本に提出することとなった。特に開催国タイから、昨年末の洪水の経験を踏まえた積極的な情報提供をしていくことが表明された。

<⑦「港湾を中心とした物流ネットワークにおけるボトルネック解消方策」（日本・港湾局提案）>

当該プロジェクトは、「Supply Chain Connectivity Framework」における「非効率・不十分な輸送インフラ」が課題となっているという指摘（Chokepoint2）に対応するため、各地域における改善策のベストプラクティス（例：京浜港と内陸都市の鉄道による接続パイロットプロジェクト、インランドデポに関する取組等）を共有するもの。

6カ国から11の事例が提出され日本がとりまとめて結果を報告し、最終報告書として認定された。今後関係する国際機関等へ情報提供することとなった。

<⑧「海賊対策セミナー」（ロシア提案）>

前回の会合でロシアより、アジア太平洋域内、特にアジア地域における海賊対策について、APEC 予算によりベストプラクティス及び情報共有に関する調査・分析を行い、2012年10月にウラジオストクで海賊対策セミナーを開催し政策提言を行うとのプロジェクトの提案がなされていたが、撤回することとなった。

<⑨「地域報告」（タイ、ロシア）>

タイから東南アジアのゲートウェーとして発展を目指すレム・チャバン港の将来計画について報告があった。

ロシアから「北極海航路の実現可能性」及び「極東地域の運輸インフラ開発に関する計画」について紹介があった。

（4）海事保安専門家サブ会合における主な議論

<①「ISPSコード導入促進プログラム（ICIAP）」>

現在進行中のプロジェクトについて、前回会合（2011年6月豪州・ブリスベン）以降の取組みとして、各プロジェクト担当者より次の報告がなされ、今後の実施に向けた改善点などが話し合われた。

- ・ 港湾保安訪問プログラム（PSVP：各国におけるISPSコードの導入を支援するため、APEC 港湾保安専門家のチームが他のAPEC参加国・地域を訪問する）について、2012年4月までに香港、メキシコ、ペルー及びシンガポールへの訪問が実施されることが報告された。
- ・ 港湾保安リスク精査ツール（PSRAT：ISPSコードで定められている港湾施設保安評価で用いるリスクを数値化し評価分析するツール）を導入するためのワークショップは、2010年以降4カ国で開催済みで、2012年3月までにカナダ及びメキシコで開催されることが報告された。
- ・ 自己監査訓練ワークショップ（SATW：埠頭保安規定等を港湾管理者が自己内部監査できるように訓練する）について、インドネシア及びタイで開催されその結果について報告がなされた。今後、更に1カ国・地域で開催される計画である。
- ・ カナダの自己費用負担によるAPEC操練・演習マニュアルの改正について報告がなされた。今年中に最終テストとワークショップを開催する計画であり、それらについてはAPECのプロジェクトとして取り組むことを検討していく。また、改正版のマニュアルはIMOに報告することを合意した。

<②IMOからの報告>

IMOより、最近の活動として、海上安全委員会（MSC）における海事保安マニュアルの作成及び海賊対策に関する討議について報告がなされた。また、IMOでは各国におけるISPSコード履行の強化について支援するパートナーシップを検討しているとの報告があった。

<③APECテロ対策本部及び税関手続小委員会会合について>

議長より、モスクワで開催されたAPECテロ対策本部（CTTF）及び税関手続小委員会（SCCP）会合について報告がなされた。多くの活動はAPECテロ対策及び安全な貿易についての総合的なAPEC戦略に沿って進められ、まず、各国・地域の対テロ行動計画に沿ってなされる活動の分析を行う。

<④新規プロジェクト>

次の報告がなされ、今後の実施に対する討議がなされた。

- ・ 米国より、パプア・ニュー・ギニアで開催された保安法制化に関するワークショップについて報告され、モデル法規に拡張性を持たせることと法律家の増員の必要性を強調した。
- ・ APEC閣僚会合からの指示を受け、自然災害やテロ攻撃等からの貿易再開情報伝達機構作成プロジェクトに関する討議がなされた。MEG-SECでは、このプロジェクトを支援していく。
- ・ 米国より、オーストラリア、パプア・ニュー・ギニア及び米国はIMOと協力しつつ、優良事例共有のためのワークショップ・セミナーの開催準備を進めているとの報告がなされた。

<⑤その他の港湾保安活動報告>

各国・地域から、最新の活動報告として以下がなされた。

- ・ ロシアより、同国の海賊対策について報告がなされた。2011年、ロシア海軍はアデン湾海域において100隻の護衛にあたり、1隻も海賊の襲撃を許さなかった。
- ・ 日本より、日ASEANにおける人材育成について報告がなされた。前回の日ASEAN港湾保安専門家会合での議論を受け、新たな日ASEAN港湾保安向上行動計画を作成し、2012年6月開催予定の次回港湾保安専門家会合において採択される予定。

<⑥今後の活動>

ICIAPの各プロジェクトを実施していくこと、2012年度もPSRAT及びSATWを継続するための予算を事務局に要求していくことを確認した。

4. 問合せ先

国土交通省 電話 03-5253-8111 (代表)

- ・ 港湾・海事専門家会合 (港湾関係) :
港湾局国際・環境課 山本国際調整官
(内線 46-553、直通 03-5253-8679)
- ・ 港湾・海事専門家会合 (海事関係) :
海事局外航課海運涉外室 羽村外航海運事業調整官
(内線 43-354、直通 03-5253-8620)
- ・ 海事保安専門家サブ会合 :
港湾局総務課危機管理室 市村専門官
(内線 46-284、直通 03-5253-8070)

5. 写真



港湾・海事専門家会合集合写真